

奈良県告示第百九十八号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）第一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十六年八月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
高橋 尚也	真生整骨院 大和郡山市南郡山町五二七―一	平成二十六年六月二日
近田 卓生	株式会社フレアス鍼灸マッサー ジ 橿原市葛本町六七〇―五	平成二十六年六月十一日
崎山 敏治	株式会社フレアス鍼灸マッサー ジ 橿原市葛本町六七〇―五	平成二十六年六月十一日
内山 純	株式会社フレアス鍼灸マッサー ジ 橿原市葛本町六七〇―五	平成二十六年六月十一日
奥田 征希	株式会社フレアス鍼灸マッサー ジ 橿原市葛本町六七〇―五	平成二十六年六月十一日
和泉 さつき	株式会社フレアス鍼灸マッサー ジ	平成二十六年六月十一日

	<p>檀原市葛本町六七〇―五</p>	
<p>森永 京子</p>	<p>株式会社フレアス鍼灸マッサージ 檀原市葛本町六七〇―五</p>	<p>平成二十六年六月十一日</p>
<p>高見 南帆</p>	<p>株式会社フレアス鍼灸マッサージ 檀原市葛本町六七〇―五</p>	<p>平成二十六年六月十一日</p>
<p>前川 憲一</p>	<p>株式会社フレアス鍼灸マッサージ 檀原市葛本町六七〇―五</p>	<p>平成二十六年六月十一日</p>
<p>竹平 永久</p>	<p>○ マッサージ鍼灸まごころ治療院 檀原店 檀原市小槻町三四九―二―三一</p>	<p>平成二十六年六月一日</p>